

エピソード2：「欠席」と「利用なし」は違うのです！

当事業所「EISU みらい塾」もお陰様で多くの方にご利用いただくようになりました。最近では、利用者様のご紹介で見学して下さる方も多く、とてもありがたいことです。当事業所では、ご契約していただく際に「○曜日の△時～」というように決めて、ご利用枠を確保しております。それに基づいて舞月の予定を組んでおりますが、昨今はコロナ禍の影響もあり、なかなか予定通りいかないのも常でして、残念ながらお休みをされる利用者様もいらっしゃいます。

さて今回は、「お休み」をされた場合の処理の仕方についてです。毎月、「サービス提供実績記録表」をお渡しし、確認していただいていると思います。利用した日には、「利用時間」「送迎の有無」等が記入されています。利用予定日にキャンセルした場合、「欠席」と記載されている場合と、キャンセルしたのに何も記載がない場合があります。



その違いは・・・

(1) 「欠席」となる場合

利用予定日の2営業日前以降になって、急な体調不良等やむを得ない理由で、利用の中止の申し出をされた場合、月に4回まで欠席時加算が算定されます。(つまり、欠席に係る料金が生じるということです。1回につき98単位、約980円です。)

3日前以前	2日前	1日前	当日
利用なし	欠席	欠席	欠席

このことについては「重要事項説明書」に記載しています。
また、他の事業所では「欠席」の扱いが異なることがあります。

欠席の場合、他の「放課後等デイサービス」はご利用になれませんのでご注意ください。(同一日に2つの事業所を利用することはできません。)

(2)「欠席」とならない場合(「利用なし」となる)

利用の中止・変更を3営業日前までにご連絡いただいた場合は欠席の料金は発生しません。

【まとめ】

利用の中止や変更はできるだけ早めにお知らせください。(3営業日前まで)

急な体調不良等はその限りではありません。

🍀 お願い 🍀

EISU みらい塾では、基本的に1対1(1利用者様に1人の指導員が責任をもって関わらせていただいています。)での療育を行っているため、ご利用人数に応じた指導員数の確保に努めております。そのため、「連絡なしでの欠席」や「他の事業所を利用する」などの理由での変更はお控えください。

